

議案第66号

読谷村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、うるま市との協議により規約を定め、読谷村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

うるま市と読谷村のし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 読谷村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げるし尿及び浄化槽汚泥受入施設（以下「し尿等受入施設」という。）の共同整備等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をうるま市に委託する。

- (1) し尿等受入施設の建設に関する事務
- (2) し尿等受入施設の運営に関する事務
- (3) し尿等受入施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、うるま市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、読谷村が負担するものとし、読谷村は、あらかじめ、これをうるま市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、読谷村とうるま市が協議して定める。この場合において、うるま市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を読谷村長に送付するものとする。

3 各年度において、うるま市が委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、読谷村がうるま市に納付した額に過不足があるときは、読谷村とうるま市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、うるま市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料等の収入は、全てうるま市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 うるま市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、うるま市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに読

谷村長に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 うるま市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を読谷村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に読谷村長と連絡会議を開くものとする。ただし、読谷村長から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、うるま市長は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 うるま市は、委託事務の管理及び執行について適用されるうるま市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ読谷村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 うるま市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を読谷村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、読谷村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、読谷村とうるま市が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 読谷村長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するうるま市の条例が、読谷村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止に伴う処理)

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、うるま市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について読谷村とうるま市が協議して定めるものとする。